諮問番号:令和5年度諮問第1号 答申番号:令和5年度答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、処分庁が審査請求人に対して令和*年*月*日付けで行った令和*年度国民健康保険税仮徴収額納税通知書(以下「本件処分通知」という。)に関する処分(以下「本件処分」という。)に対し、審査請求人が次に掲げる事項を理由として、処分の取消しを求める事案である。

- 1 本件処分通知には、法的根拠が示されておらず、法治国家の日本で法的根拠なく不 利益を課することは違法である。
- 2 国民健康保険税の普通徴収が6月から開始されるのに対し、特別徴収が4月から開始されるのは、憲法第14条第1項の法の下の平等に反し、本件処分は、違法無効である。
- 3 本件処分は、4月期、6月期及び8月期の仮徴収を決定するものであるが、国民健康保険税は6月に確定することから、8月期の徴収は、本徴収とすべきである。

また、本件処分に係る仮徴収額を*****円(期別:*****円)と決定したことには法的根拠がなく、審査請求人の令和*年度の国民健康保険税額である****円を6分割した*****円とすべきである。

第3 事実関係

1 関係法令等の定め

地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 718 条の7第1項は、「当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、第 706 条第2項…の規定により第 718 条の3第2項(前条において準用する場合を含む。)に規定する支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、当該支払回数割保険税額に相当する額を、総務省令で定めるところにより、特別徴収の方法によって徴収するものとする。」と規定する。

また、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第24条の36は、「法第

718 条の7第1項に規定する支払回数割保険税額に相当する額は、当該年度の前年度の最後に行われた特別徴収対象年金給付の支払に係る支払回数割保険税額とする。」と規定する。

2 処分の内容及び理由

処分庁においては、令和*年度から引き続き国民健康保険税に係る特別徴収対象被保険者である審査請求人に対し、地方税法第718条の7第1項の規定により、令和*年度の国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収する旨、支払回数割保険税額等を本件処分通知により審査請求人に対し通知したものである。また、支払回数割保険税額については、同項及び地方税法施行規則第24条の36の規定により、令和*年度の最後に行われた特別徴収対象年金給付の支払に係る支払回数割保険税額として決定し、審査請求人に対して本件処分を行った。

3 審理員による審理手続及び調査審議の経過

令和*年*月*日、審査請求人は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第2 条の規定に基づき、同月*日に処分庁によって行われた本件処分に対する審査請求を 行った。

同年*月*日、審査請求人から審査庁に対し、行政不服審査法第 25 条第 2 項の規 定に基づき本件処分の執行停止の申立てが行われた。

同年*月*日、審査庁により、審理員が指名された。

同年*月*日、処分庁から審理員に対し、弁明書が提出された。

同年*月*日、審理員から審査請求人に対し、弁明書の送付及び反論書の提出の求めが行われた。

同年*月*日、審理員から審査請求人に対し、反論書の提出期限を延長する旨通知された。

同年*月*日、審理員から審理関係人に対し、審理手続を終結した旨通知された。 同年*月*日、審理員から審査庁に対し、審理員意見書及び事件記録が提出された。 令和*年*月*日、審査庁から当審査会に対し、諮問書が提出された。

同年*月*日、当審査会において、審議を行った。

第4 審理員意見書の要旨

- 1 審理段階における審理関係人の主張
 - (1) 審査請求人の主張

審査請求人は、次の3点を主張し、これらを理由とした本件処分の取消しを求めている。

- ① 本件処分通知には、法的根拠が示されておらず、法的根拠なく不利益を課することは違法である。
- ② 国民健康保険税の普通徴収の対象者は6月の税額決定後に当該年度の徴収が行

われる一方、特別徴収の対象者は6月の税額決定前の4月から徴収が始まることは、憲法第 14 条第1項の法の下の平等に反するから、本件処分は、違法無効である。

- ③ 本件処分の内容について、次の点において過誤があり、又は法的根拠がないことから、違法無効である。
 - ア 国民健康保険税額は6月に決定するのであるから、8月期の徴収は仮徴収でなく本徴収となるはずである。
 - イ 本件処分通知には、期別の仮徴収額として*****円と、仮徴収額の合計額として*****円と記載されているものの、審査請求人の令和*年度の国民健康保険税額は*****円であり、国民健康保険税の特別徴収が6期に分けて行われることを考慮すると、国民健康保険税額が確定していない4月期及び6月期に係る期別の仮徴収額は、令和4年度の国民健康保険税額を6分割した*****円とすべきである。

(2) 処分庁の主張

処分庁は、本件処分は次のような認識と判断によるものであって、審査請求人の 主張には理由がないことから、本件処分には違法又は不当な点はない旨主張してい る。

- ① 本件処分通知の文面において、地方税法の規定に基づく処分の内容を記載しているものの、その根拠条項までは記載していないことを認める。しかし、本件処分は、地方税法第706条の2及び第718条の7の規定に基づく決定したものであるから、「法的根拠なく不利益を課(した)」とする審査請求人の主張は、当たらない。
- ② 国民健康保険税の徴収時期について、普通徴収にあっては国民健康保険税額が確定した後の6月期から、特別徴収にあっては同額が確定する前の4月期から、それぞれ徴収が始まることが、憲法第14条第1項の規定に基づく法の下の平等に反するか否かについては、これを認否する立場にない。

なお、地方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号)第 56 条の 89 の 2 第 3 項第 4 号の規定に基づき、口座振替の方法によって納付する旨の申出があったことを 考慮した上で、特別徴収の方法によって徴収するよりも普通徴収の方法によって 徴収することが国民健康保険税の徴収を円滑に行うことができると町長が認める 場合は、普通徴収の方法に変更することができる旨を、令和*年度に初めて特別 徴収が行われた際に情報提供している。

③ 国民健康保険税の8月期に係る特別徴収は仮徴収でなく本徴収とすべきであるという審査請求人の主張に関し、地方税法第718条の7第1項の規定において、 既に特別徴収対象被保険者であった者について、特別徴収対象年金給付が当該年 度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合に は、その支払に係る国民健康保険税額として、当該支払回数割保険税額に相当する額を、総務省令で定めるところにより特別徴収の方法によって仮徴収するものと規定されていることから、当該主張は、認められない。

④ 期別の仮徴収額は、審査請求人の令和*年度の国民健康保険税額の年額である*****円を年間の合計徴収期数である6で除した****円とすべきであり、本件処分に係る仮徴収額には法的根拠がないという審査請求人の主張に関し、地方税法施行規則第24条の36において、本件処分に係る仮徴収額は、当該年度の前年度の最後に行われた特別徴収対象年金給付の支払に係る支払回数割保険税額と規定されており、当該額は、令和*年2月期に行われた特別徴収対象年金給付の支払に係る支払回数割保険税額である****円であることから、過誤はなく、法令の根拠が存するものであり、当該主張は、認められない。

2 審理員意見の理由

(1) 本件処分の根拠となる法令が本件処分通知に記載されていないことによる本件処分の効力について

本件処分は、(3)及び(4)において記載するとおり、法令の規定に基づき決定されたものであり、本件処分通知には本件処分の根拠となる法令の名称及びその条項が記載されていないものの、そのことをもって直ちに本件処分の効力には影響しないと考えられることから、違法性は、認められない。

また、処分庁担当課は、本件処分の根拠となる法令に関する問合せを令和*年* 月*日に受け、同月*日に審査請求人の希望に沿い書面により回答していることか ら、手続の不当性も認められない。

(2) 国民健康保険税の普通徴収に係る徴収開始月と特別徴収に係る徴収開始月が異なることは、憲法第14条第1項の規定に反するか否かについて

憲法第81条の規定による違憲審査権は、裁判官にのみ付与されたものであると解される。本件処分は地方税法の規定に従い執行され、また、地方税法施行令及び地方税法施行規則の関係規定は法規命令と解されるところ、行政機関である審査庁は、本件処分及び本件処分の根拠となる法令が憲法に適合するかどうかを判断する権限を有しておらず、本件処分が憲法に違反するとする審査請求人の主張については、審査請求においてその適否を判断することができない。

(3) 審査請求人が国民健康保険税に係る特別徴収対象被保険者に当たるか否かについて

審査請求人は、国民健康保険税に係る特別徴収対象被保険者に該当することに関しては不服を申し立ててはいないものの、国民健康保険税の特別徴収に関する諸規定の適用に関して不服を申し立てていることから、当該適用の前提となる本論点について整理する。

審査請求人は、①当該年度の初日(令和*年4月1日)において、老齢等年金給

付を受けていること及び②年齢 65 歳以上の世帯主であることのいずれも満たすことから、地方税法第 706 条第 2 項の規定により、国民健康保険税に係る特別徴収対象被保険者に該当する。

なお、地方税法第706条第2項は、災害その他の特別の事情があることにより、 特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認め る世帯主その他地方税法施行令第56条の89の2第3項各号に掲げる場合のいずれ かに該当する世帯主は、国民健康保険税に係る特別徴収対象被保険者から除かれる 旨を規定しているものの、前段にあってはこれに当たる事情は認められず、後段に あっては同項各号の該当性に関し、それぞれ記載のとおり判断される。

- ア 地方税法施行令第56条の89の2第3項第1号について、審査請求人は、介護保険料に係る特別徴収対象被保険者であることから、同号に該当しない。(同項第1号)
- イ 地方税法施行令第56条の89の2第3項第2号について、審査請求人に係る、地方税法第718条の7第1項及び地方税法施行規則第24条の36の規定に基づく国民健康保険税の支払回数割保険税額に相当する額である****円並びに介護保険法第140条第1項及び介護保険法施行規則第158条第1項の規定に基づく介護保険料の支払回数割保険料額に相当する額である****円の合計額は****円であり、その老齢等年金給付の年額の****円を6で除して得た額の2分の1に相当する額である****円**銭を超えないことから、同号に該当しない。
- ウ 地方税法施行令第56条の89の2第3項第3号について、審査請求人の属する 世帯に65歳未満の国民健康保険の被保険者は存在しないことから、同号に該当 しない。
- エ 地方税法施行令第56条の89の2第3項第4号について、審査請求人から口座 振替の方法により国民健康保険税を納付する旨の申出があった事実は認められず、 また、特別徴収の方法によって徴収するよりも普通徴収の方法によって徴収する ことが国民健康保険税の徴収を円滑に行うことができると認められる事情もみられないことから、同号に該当しない。
- (4) 本件処分に係る仮徴収額が適正か否かについて
 - ① 審査請求人は、***年*月*日に年齢 65 歳に達し、新たに国民健康保険税に係る特別徴収対象被保険者の要件を具備するに至り、令和*年8月期において、令和*年度における仮徴収処分が行われた。これは、地方税法第718条の8第1項第3号の規定に基づき、令和*年12月2日から令和*年2月1日までの間に国民健康保険税に係る特別徴収対象被保険者となった者については、同年8月1日から9月30日までの間に特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、支払回数割保険税額の見込額を特別徴収の方法により仮徴収するものとされるか

らである。

- ② 令和*年10月期・同年12月期・令和*年2月期に係る国民健康保険税の支払 回数割保険税額については、地方税法第718条の3第2項の規定により、令和* 年10月期にあっては*****円と、同年12月期及び令和*年2月期にあって は*****円と算定される。
- ③ 令和*年4月期・同年6月期・同年8月期に係る国民健康保険税の支払回数割保険税額に相当する額として仮徴収する額については、地方税法第718条の7第1項及び地方税法施行規則第24条の36の規定により、令和*年度の最後(令和*年2月期)に行われた国民健康保険税の支払回数割保険税額に相当する額である****

以上から、本件処分により決定された令和*年度における審査請求人に係る国民 健康保険税の仮徴収額は、適正と認められる。

3 審理員意見の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第 45 条第2項の規定により、 棄却されるべきである。

第5 審査庁の主張の要旨

1 審査請求人は、本件処分又はこれに係る仮徴収額が法令の根拠なく決定されたものであり、違法又は不当である旨主張する。

しかし、本件処分は、地方税法第718条の7第1項及び地方税法施行規則第24条の36にその根拠が明定されており、当該規定に従い決定されたものであるから、違法な点は認められない。

また、処分庁は、審査請求人が令和*年*月から特別徴収対象被保険者となること 及び特別徴収による納付を希望しない場合は申出が必要である旨を「令和*年度国民 健康保険税納税通知書」(令和*年*月*日付け)同封文書により通知し、令和*年 *月*日及び同月*日の問合せ対応時においてもその旨を架電並びに対面及び書面の 提示により説明し、特別徴収から普通徴収へ納付方法を変更するための情報提供を行っているとのことであり、不当な点も認められない。

2 審査請求人は、国民健康保険税の普通徴収に係る徴収開始月と特別徴収に係る徴収 開始月が異なることは、憲法第14条第1項の規定に反する旨を主張する。

この点、憲法第 81 条の規定による違憲審査権は、裁判所にのみ付与されたものであると解される。国民健康保険税の、普通徴収にあっては地方税法第 706 条第 1 項及び長与町国民健康保険税条例(昭和 32 年条例第 2 号)第 12 条により、特別徴収にあっては地方税法第 706 条第 2 項本文及び第 718 条の 7 第 1 項の規定により、それぞれ徴収時期が定められているところ、行政機関である審査庁は、これらの規定に基づき決定された本件処分が憲法に適合するかどうかを判断する権限を有しておらず、本件

処分が憲法に違反するとする審査請求人の主張については、審査請求においてその適 否を判断することができない。

3 なお、審査請求人は、本件処分通知に本件処分の根拠となる法令の名称ないし条項 の記載がないことについても不服を述べているものと解されるが、当該記載がないこ とによって本件処分における法の適用が変わるわけではなく、この点について、審査 請求人の主張は、本件処分の取消しを求める理由としては失当である。

第6 論点整理

- 1 本件審査請求では、審査請求人が国民健康保険税に係る特別徴収対象被保険者であること及び本件処分に係る仮徴収額の算定の基礎となった令和*年度2月期の支払回数割保険税額ないし令和*年度の国民健康保険税の年額については、争われていない。
- 2 本件処分に法令の根拠が存するか、及び法令の根拠が存するとすれば当該根拠法令 の本件処分への適用は適正であるかについて判断する必要がある。
- 3 このほか、審査請求人が特別に不当な扱いを受けていなかったかについても判断する。

第7 答申の理由

- 1 認定した事実
 - (1) 地方税法第718条の7第1項及び地方税法施行規則第24条の36は、既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収については、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該年度の前年度の最後に行われた特別徴収対象年金給付の支払に係る支払回数割保険税額を、特別徴収の方法によって徴収するものとする、と規定する。
 - (2) 地方税法第706条第2項及び地方税法施行令第56条の89の2第3項第4号は、特別徴収対象被保険者である世帯主から、前3号に掲げる場合のほか、当該世帯主から口座振替の方法により納付する旨の申出があったことその他の事情を考慮した上で、特別徴収の方法によって徴収するよりも普通徴収の方法によって徴収することが国民健康保険税の徴収を円滑に行うことができると認められる場合は、普通徴収の方法による徴収に切り替えることができる旨規定する。

2 論点に対する判断

本件処分は、令和*年度から継続して特別徴収対象被保険者である審査請求人に対し、地方税法第718条の7第1項の規定により、令和*年度国民健康保険税の仮徴収額を決定したものであり、本件処分の根拠となる法令が存する。また、本件処分に係る仮徴収の額に関し、地方税法施行規則第24条の36は、当該年度の前年度の最後に行われた特別徴収対象年金給付の支払に係る支払回数割保険税額と規定し、当該額は、

*****円であることが確認できることから、本件処分が違法であると認めること はできない。

なお、本件処分は、地方税法第706条第2項及び地方税法施行令第56条の89の2 第3項第4号の規定により、特別徴収対象被保険者である審査請求人からの口座振替 の方法により納付する旨の申出があれば、普通徴収の方法による徴収に切り替えるこ とができ、これにより期別の徴収額を一定程度調整することができる状況においてな されたものである。本審査会が確認したところによれば、当該普通徴収への切替えに 関する案内は、令和*年度に審査請求人が新たに特別徴収対象被保険者となった時点 のほか、本件審査請求に係る問合せへの対応の際適時に行われたことから、本件処分 を不当な処分と認めることもできない。

また、審査請求人は、本件処分が普通徴収に係る徴収の開始時期と異なることが、 憲法第14条第1項の規定に反する旨主張するが、憲法第81条の規定による違憲審査 権が裁判所にのみ付与されたものであると解されることから、審査庁は本件処分及び その根拠となる法令が憲法に適合するかどうかを判断する権限を有しておらず、審査 請求において当該主張の適否を判断するものではない。

このほか、審査請求人は、本件処分通知に本件処分の根拠となる法令の名称等が記載されていないことについても縷々不服を述べているものと解されるが、本件処分通知中に当該記載を義務付ける旨規定する特別の法令の規定は存在せず、当該根拠法令は公開されており、問合せ等により容易に確認できる状況である。また、当該記載がないことをもって本件処分における法の適用が変わるわけではなく、この点について、審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求める理由としては失当である。

第8 まとめ

以上の点から、本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥 当である。よって、結論記載のとおり答申する。

(調査審議の経過)

令和6年1月19日	諮問書の受理
令和6年2月16日	調査審議
~	答申書の調整
令和6年3月4日	答申書提出

(答申を行った委員の氏名)

会長 有馬理、委員 中山祐一、委員 入江季記、委員 平見健太